

コンプライアンス規程、公益通報者保護に関する規程、情報公開規程及び正規職員就業規則を次のように変更する。

(1) コンプライアンス規程

変更前	変更後
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 この規程に基づくコンプライアンスを推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) コンプライアンス推進責任者（以下、「推進責任者」という）は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に基づき、この法人におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じる者とし、事務局長をもって充てる。</p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p><u>附則（平成31年3月21日）</u></p> <p>この規程は、平成31年3月21日から施行する。 (平成31年3月21日理事会議決)</p>	<p>第6条 この規程に基づくコンプライアンスを推進するため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置く。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) コンプライアンス推進責任者（以下、「推進責任者」という）は、最高管理責任者及び統括管理責任者の指示に基づき、この法人におけるコンプライアンス推進のための具体的措置を講じる者とし、事務局長をもって充て、<u>事務局（総務部）が業務を所掌する。</u></p> <p>第7条～第11条 (略)</p> <p><u>附則（平成31年3月21日）</u></p> <p>この規程は、平成31年3月21日から施行する。 (平成31年3月21日理事会議決)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は、2019年7月13日から施行する。</u> <u>(2019年7月13日理事会議決)</u></p>

(2) 公益通報者の保護に関する規程

変更前	変更後
<p>第1条～第2条 (略)</p> <p>(通報等)</p> <p>第3条 この法人、この法人の役職員等の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事項」</p>	<p>(通報等)</p> <p>第3条 この法人、この法人の役職員等の不正行為として別表に掲げる事項(以下、「申告事</p>

<p>という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合は、役職員等は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。</p> <p>2 前項の申告事項を提供した者(以下「通報者」という。)は、この規程による保護の対象となる。また、通報者に協力し役職員等及びその通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員等も同様とする。</p> <p>3 役職員等は、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(通報等の方法)</p> <p>第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員等は、次の倫理相談窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をする事ができる。</p> <p>(1) <u>人事・労務に関する事項又は一切の法律問題に関する通報等</u> <u>倫理相談窓口</u> <u>コンプライアンス統括管理責任者(担当理事)</u></p> <p>(2) <u>理事、評議員の不正に関する通報又は内部組織での対応が困難と思われる事項に関する通報等</u> <u>倫理相談窓口</u> <u>監事</u></p> <p>(3) <u>その他の事項に関する通報等</u> <u>倫理相談窓口</u> <u>コプライアンス推進責任者(事務局長)</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(通報等の窓口での対応)</p> <p>第5条 倫理相談窓口は、<u>申告事項のうち、業務上の法令違反や、社会から非難を受けるおそれ</u></p>	<p>項」という。)が生じ、又は生じるおそれがある場合は、役職員(この法人が行う事業に直接的又は間接的に関係する者を含む。)は、この規程の定めるところにより、通報、申告又は相談(以下「通報等」という。)をすることができる。</p> <p>2 <u>通報した者(以下「通報者」という。)</u>、<u>通報者に協力した役職員及び当該通報等に基づく調査に積極的に関与した役職員(以下、「通報者等」という。)</u>は、この規程による保護の対象となる。</p> <p>3 <u>申告事項が生じ、又は生じるおそれがあることを知った役職員等は</u>、この規程に基づき、通報等を積極的に行うよう努めるものとする。</p> <p>(通報等の方法)</p> <p>第4条 この規程に基づいて通報等をする場合、役職員等は、次の倫理相談窓口に対して、電話、電子メール又は直接面談する方法等により通報等をする事ができる。</p> <p>(1) <u>コンプライアンス統括管理責任者(担当理事)</u></p> <p>(2) <u>監事</u></p> <p>(3) <u>コプライアンス推進責任者(事務局長)及び総務部</u></p> <p>(4) <u>外部機関</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(通報等の窓口での対応)</p> <p>第5条 倫理相談窓口は、<u>申告事項について受け付け、第7条の規定に従い、その対応を行う</u></p>
---	--

<p>のある業務上の通報等について受け付け、その対応を行うものとする。ただし、個人に関する根拠のない誹謗中傷は受け付けないものとする。</p>	<p>ものとする。 2 (削除)</p>
<p>2 無責任な通報等を避けること及び事実関係の確認と調査を行うため、通報等は原則として実名によるものとする。ただし、事情により、匿名による通報等も受け付けるものとする。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>3 (略)</p> <p>(通報等に基づく調査)</p> <p>第6条 通報等を受け倫理相談窓口は、通報者に対して、通報等を受けた日から20日以内に調査を行う旨の通知又は正当な理由がある場合は調査を行わない旨の通知を行うものとする。</p>	<p>(通報等に基づく調査)</p> <p>第6条 通報等を受けた倫理相談窓口は、通報等を受けた日から20日以内に、通報等を受けた事項につき調査を行う旨の通知又は調査を行わないことに正当な理由がある場合には当該理由を明らかにしたうえ、調査を行わない旨の通知を行うものとする。ただし、通報者が当該通知を希望していない場合、匿名による通報等であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。</p>
<p>2 通報等に基づく調査において、通報等の対象となった者は、公正な聴聞の機会と申告事項への反論及び弁明の機会が与えられるものとする。</p>	<p>2 通報等を受けた倫理相談窓口は、通報等の内容(通報者の氏名その他それにより通報者を特定することが可能となる情報(以下「通報者特定情報」という。))を除く。)を、直ちにコンプライアンス統括管理責任者(ただし、当該通報等が理事の不正行為に係るものである場合には監事)に報告する。</p>
<p>3 役職員等は、通報等に基づく調査に対して積極的に協力し、知り得た事実について忠実に真実を述べるものとする。</p> <p>(公正公平な調査)</p>	<p>3 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)は、総務部において実施することを原則とする。ただし、総務部が関係する内容の通報等が対象である場合その他総務部において通報等調査を実施することが適切でない場合には、コンプライアンス統括管理責任者又は監事の指示により、他の部署又は担当者に通報等調査をさ</p>
<p>第7条 通報等を受けた各倫理相談窓口は、通報等の対象となった申告事項の内容(ただし、通報者の氏名を除く。)を、直ちにコンプライアンス統括責任者に報告し、また、その事実の有無及び内容について速やかに調査し、その調査結果をコンプライアンス統括責任者に報告するものとする。</p>	<p>3 通報等に係る事実関係の有無及びその内容に関する調査(以下「通報等調査」という。)は、総務部において実施することを原則とする。ただし、総務部が関係する内容の通報等が対象である場合その他総務部において通報等調査を実施することが適切でない場合には、コンプライアンス統括管理責任者又は監事の指示により、他の部署又は担当者に通報等調査をさ</p>
<p>2 通報等によって提供された情報については、</p>	<p>より、他の部署又は担当者に通報等調査をさ</p>

<p>倫理相談窓口において調査することを原則とするが、必要に応じてコンプライアンス委員会又は法律事務所等他に調査を依頼することができる。</p>	<p>せ、又は法律事務所等、外部の調査機関に通報等調査を依頼することができる。</p>
<p>3 倫理相談窓口の受付部署又は他の調査担当部署における調査は、通報等に基づく情報により、公正かつ公平に行うものとする。</p>	<p>4 通報等調査は、公正かつ公平に行うものとする。</p>
<p>4 前3項の調査において通報者の名前を開示する必要がある場合であっても、通報者の同意を得なければ、通報者の氏名を開示することはできないものとする。</p>	<p>5 役職員は、特段の事情がある場合を除き、通報等調査に対して積極的に協力するものとする。</p>
<p>(調査結果の通知等)</p>	<p>6 通報等を受けた倫理相談窓口の担当者は、通報者との間で、通報者特定情報につき、通報等調査の担当者を含むこの法人の役職員に開示することができる内容及びその範囲について合意し、調査の必要性及び状況の変化等に応じ、通報者との間で協議を行い、かかる合意の内容を見直すものとする。役職員は、第2項及び第3項にかかわらず、かかる通報者との合意に反する開示を行うことはできないものとする。ただし、匿名による通報等であるため通報者との協議が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。</p>
<p>第8条 調査担当部署は、通報等を受け付けた倫理相談窓口は、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。</p>	<p>(調査結果の通知等)</p> <p>第7条 調査担当部署は、通報等を受け付けた倫理相談窓口及びコンプライアンス統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者に、調査結果をできる限り速やかに通知するものとする。ただし、通報等の対象となった者の個人情報の扱いについては、プライバシーの侵害とならないよう、十分注意するものとする。</p>
<p>2 調査担当部署から調査結果について通知を受けた倫理相談窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等の場合はこの限りではない。</p>	<p>2 調査担当部署から調査結果について通知を受けた倫理相談窓口は、通報者に対して連絡ができる場合、通報者に対して調査結果を通知する。ただし、匿名による通報等困難な場合はこの限りではない。</p>
<p>(調査結果に基づく対応)</p>	<p>(調査結果に基づく対応)</p>

<p>第9条 前条の調査結果が重大である場合には、コンプライアンス統括責任者又は当該業務担当理事は速やかに対応を行うものとし、必要に応じてコンプライアンス委員会に諮問し、又は直ちに違法行為を中止するよう命令する等、必要な措置を講じる。</p>	<p>第8条 コンプライアンス統括管理責任者又は通報等の対象となった業務の執行を担当する理事は、通報等に基づく調査の結果、不正行為が存在するとの報告を受けた場合、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、事実関係の調査を行い、又は当該不正行為を中止するよう命令し、必要に応じて懲戒処分、刑事告発又は再発防止措置等の対応を行う等、速やかに必要な措置を講じる。</p>
<p>2 すべての調査結果はコンプライアンス最高責任者（理事長）に報告するものとし、必要に応じて懲戒処分の手続をとり、又は刑事告発、再発防止措置などをとるものとする。</p>	<p>2 通報者等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の取扱いにおいて、通報等、通報者への協力及び通報等に基づく調査への積極的な関与をしたことを斟酌することができる。</p>
<p>3 通報等をした役職員等が当該調査対象である申告事項に関与していた場合、懲戒処分その他の扱いにおいて、通報等をしたことを斟酌するものとし、その不利益処分を軽減することができる。</p>	<p>3 コンプライアンス統括管理責任者は、通報等調査の結果及びそれに対する対応の概要（ただし、通報者等の氏名を除く。）を、速やかに理事会において報告するとともに、遅滞なくこれを公表するものとする。</p>
<p>4 調査結果並びにそれに対する対応の概要（ただし、通報者の氏名を除く。）は、直近に開催される理事会において報告するものとする。</p>	<p>（情報の記録と管理）</p>
<p>（情報の記録と管理）</p> <p>第10条 通報等を受けた各倫理相談窓口及び調査担当部署は、通報者の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、内容及び証拠等を記録・保管するものとする。</p>	<p>第9条 通報等を受けた各倫理相談窓口及び調査担当部署は、通報者等の氏名（匿名の場合を除く。）、通報等の経緯、その内容及び証拠等を記録し、保管するものとする。ただし、通報者に関する情報が、第6条第6項の規定に基づき許容される範囲を超えて開示されることがないよう留意するものとする。</p>
<p>2 通報等を受け倫理相談窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他情報を知り得た者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、通報者の同意がない限り、通報者の氏名等の情報を開示してはならない。</p>	<p>2 通報等を受けた相談窓口、調査担当部署又はコンプライアンス委員会に関与する者その他通報等に係る情報を取得した者は、その情報に関して秘密を保持しなければならない、第6条第3項の規定により、外部の調査機関に当該情報を開示する場合には、当該開示を受けた者が第三者に当該情報を開示し、又は漏洩することを</p>

<p>3 この法人の役職員等は、各倫理相談窓口、調査担当部署に対して、<u>通報者の氏名等</u>を開示するように求めてはならない。</p> <p>(不利益処分の禁止)</p> <p><u>第11条</u> この法人の役職員等は、<u>通報者の氏名等</u>を知り得た場合、<u>通報等の行為</u>を理由として、<u>通報者に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課への悪影響等</u>、<u>通報者に対して不利益になること</u>をしてはならない。</p> <p>(懲戒等)</p> <p><u>第12条</u> <u>第5条第1項</u>ただし書きによる個人に関する根拠のない誹謗中傷を行った場合、<u>第10条第2項</u>に規定する者が<u>通報者の氏名その他の秘密を漏洩した</u>場合及び同条第3項に規定する者が<u>通報者の氏名等の開示を求めた</u>場合又は前条の通報者に対して不利益になることとした場合には、<u>情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。</u></p> <p>2 懲戒処分の内容は、役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員等の場合は、就業規則に従い戒告、減給、諭旨退職又は懲戒解雇とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(公益通報者保護制度のための教育)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p><u>第14条</u> (略)</p> <p>附則</p>	<p><u>防止する措置を講じるものとする。</u></p> <p>3 この法人の役職員は、各倫理相談窓口又は調査担当部署に対して、<u>通報者特定情報の開示</u>を求めてはならない。</p> <p>(不利益処分の禁止)</p> <p><u>第10条</u> この法人の役職員は、<u>通報者等が通報等を行ったこと、通報者に協力したこと又は通報等に基づく調査に積極的に関与したことを理由として、通報者等に対する懲罰、差別的処遇等の報復行為、人事考課におけるマイナス評価等、通報者等に対して不利益な処分又は措置</u>を行ってはならない。</p> <p>(懲戒等)</p> <p><u>第11条</u>個人に関する根拠のない誹謗中傷を内容とする通報等を行った場合、<u>第9条第3項</u>に規定する者が<u>通報者等の氏名その他通報等に係る情報を開示し、若しくは漏洩した</u>場合、<u>役員が通報者等の氏名等通報者等に関する情報の開示を求めた</u>場合又は前条の規定に違反した場合には、<u>情状によりそれらの者を、懲戒処分に処す。</u></p> <p>2 懲戒処分の内容は、当該処分の対象者が役員（監事を除く。以下本条において同じ。）の場合は、戒告とし、職員の場合は、就業規則に従い戒告、譴責、減給、出勤停止、降職・降格、諭旨退職又は懲戒解雇とする。<u>ただし、役員の場合、自主的に報酬を減額することを妨げない。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(内部通報制度に関する教育)</p> <p><u>第12条</u> (略)</p> <p><u>第13条</u> (略)</p> <p>附則 (<u>平成31年3月21日</u>)</p> <p>この規程は、平成31年3月21日から施行する。</p>
--	---

<p>この規程は、平成31年3月21日から施行する。 (平成31年3月21日理事会議決)</p> <p>(別表)</p> <p>不正の定義</p> <p>この規程において、<u>法令違反及び不正行為</u>として申告できる事項は、次の事項とする。</p> <p>1 <u>法令に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)</u></p> <p>2 <u>この法人の役員、従業員等、会員、取引先、受益者、その他利害関係者の安全、健康に対して危険な行為又は危険を及ぼす恐れのある行為</u></p> <p>3 <u>就業規則その他の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満及び努力義務に係るものを除く。)</u></p> <p>4 <u>この法人の倫理規程に違反する行為(ただし、努力義務に係るものを除く。)</u></p> <p>5 <u>上記各号又はこれらの行為の隠蔽、証拠隠滅、情報漏洩によりこの法人の名誉又は社会的信用を侵害する恐れのある行為</u></p>	<p>(平成31年3月21日理事会議決)</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この規程は2019年7月13日から施行する。</u> (2019年7月13日理事会議決)</p> <p>(別表)</p> <p>不正の定義</p> <p>この規程において、不正行為として申告できる事項は、次の事項とする。</p> <p>1 <u>法令又は定款に違反する行為</u></p> <p>2 <u>役職員又は取引先その他の利害関係者の安全又は健康に対して危険を及ぼすおそれのある行為</u></p> <p>3 <u>就業規則その他のこの法人の内部規程に違反する行為(ただし、人事上の処遇に関する不満を除く。)</u></p> <p>4 <u>この法人の名誉又は社会的信用を侵害し、又は低下させるおそれのある行為</u></p> <p>5 <u>その他この法人、役職員又は取引先その他の利害関係者に重大な損害を生じるおそれのある行為</u></p>
--	--

(3) 情報公開規程

変更前	変更後
<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 この法人は、<u>法令の規定に従い、事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。</u></p> <p>第7条～第10条 (略)</p>	<p>第1条～第5条 (略)</p> <p>第6条 この法人は、<u>別表に掲げる書類の事務所備え置きを行い、正当な理由を有する者に対し、その閲覧ないしはその一部を謄写させるものとする。</u></p> <p>第7条～第10条 (略)</p>

<p><u>附則</u></p> <p>この規程は、平成30年10月15日より施行する。(平成30年10月15日理事会議決)</p>	<p><u>附則(平成30年10月15日)</u></p> <p>この規程は、平成30年10月15日より施行する。(平成30年10月15日理事会議決)</p> <p><u>附則(2019年7月13日)</u></p> <p>この規程は、2019年7月13日より施行する。(2019年7月13日理事会議決)</p> <p><u>(別表) 対象書類等の名称と備置期間</u></p> <p><u>1 定款、規則・規程</u></p> <p><u>2 理事会、評議員等の議事録</u></p> <p><u>3 事業計画書、収支予算書、資金調達書及び設備投資の見込みを記載した書類</u></p> <p><u>4 各事業年度の事業報告、貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)、これらの附属明細書並びに財産目録</u></p> <p><u>5 監査報告、会計監査報告、理事及び監事並びに評議員の名簿、役員の報酬並びに役員及び及び評の費用に関する規程並びに役員の報酬額を記した書類</u></p> <p><u>6 会計帳簿</u></p>
--	---

(4) 正規職員就業規則

変更前	変更後
<p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(服務心得)</p> <p>第24条 (略)</p>	<p>第1条～第23条 (略)</p> <p>(服務心得)</p> <p>第24条 (略)</p> <p><u>2 職員は、業務上又は職務上与えられた地位や権限を利用して、自己の利益を図り、又は金額の多寡を問わず、不当に金銭その他の金品を借用し、若しくは贈与を受ける等不正な行為をしてはならない。</u></p> <p><u>1) 職員は、原則として、次に掲げる行為</u></p>

	<p>(以下「利益相反行為等」という。)を行って はず、やむを得ない理由により次に掲 げる行為をしようとする場合には、次項の 規定に従って、その所属長の承認を受けな ければならない。</p> <p>ア、自己又は第三者のためにするこの法人 の事業の部類に属する取引</p> <p>イ、自己又は第三者のためにするこの法人 との取引</p> <p>ウ、この法人がその職員の債務を保証する ことその他その職員以外の者との間にお けるこの法人とその職員との利益が相反 する取引</p> <p>エ、休眠預金等交付金に係る助成金を受け て民間公益活動を行う団体又はこれらに なり得る団体（以下「民間公益活動団体 等」という。）又はその役員若しくはこ れに準ずるもの若しくは従業員（以下「 民間公益活動団体等役職員」という。） から金銭、物品又は不動産の贈与（せん 別、祝儀、香典又は供花その他これらに 類するものとして提供される場合を含 む。）を受けること。ただし、民間公益 活動団体等又は民間公益活動団体等役職 員から、これらの者の負担の有無にかか わらず、物品若しくは不動産を購入した 若しくは貸与を受けた場合又は役務の提 供を受けた場合において、それらの対価 が無償又は著しく低いときは、相当な対 価の額の金銭の贈与を受けたものとみな す</p> <p>オ、民間公益活動団体等又は民間公益活動 団体等役職員から金銭の貸付け（業とし て行われる金銭の貸付けは、無利子のも の又は利子の利率が著しく低いものに限</p>
--	--

	<p>る。)を受けること</p> <p>カ、民間公益活動団体等又は民間公益活動団体等役職員から未公開株式を譲り受けること</p> <p>キ、民間公益活動団体等又は民間公益活動団体等役職員から供給</p> <p>接待を受けること</p> <p>ク、民間公益活動団体等役職員と共に遊技又はゴルフ</p> <p>をすること</p> <p>ケ、民間公益活動団体等役職員と共に旅行(業務のための旅行を除く。)をすること</p> <p>コ、民間公益活動団体等又民間公益活動団体等役職員をして、</p> <p>第三者に対し前エからケに掲げる行為をさせること</p> <p>2) 職員が前号に規定する行為をしようとする場合は、次の事項を明示してその事務局長の承認を得るものとする。</p> <p>ア、当該行為をする理由</p> <p>イ、当該行為の内容</p> <p>ウ、当該行為の相手方・金額・時期・場所</p> <p>エ、当該行為が正当であることを示す参考資料</p> <p>オ、その他必要事項</p> <p>3) 前号の承認後、明示した事項について変更が生じた場合は、その行為を行う前に改めて事務局長の承認を得るものとする。</p> <p>4) 第1号に規定する行為をした職員は、その行為後、遅滞なく、その行為について第2号に規定する事項の結果を事務局長に報告しなければならない。</p> <p>5) 職員は、毎年1月と6月に第2号の規定に基づき申告事項の有無及び内容について事</p>
--	--

<p>第25条～第63条 (略)</p> <p>附則</p> <p>この規則は平成31年3月21日から施行する。</p>	<p>務局長に書面で申告しなければならない。</p> <p>(二重就業の禁止)</p> <p>第25条 職員は、この法人の許可なく、雇用契約を結ぶなど、この法人以外の団体等の役職を兼ね、又はその業務に従事してはならない。</p> <p>2 職員は、前項に規定するこの法人以外の団体等の役職の兼務についての許可を得た場合において、その後、当該団体が第24条第2項第1号のエに規定する民間公益活動団体等となり得る場合又は当該団体等の役職員若しくは家族が経営する事業の役職員等に就任する場合には、あらかじめこの法人の許可を受けなければならない。</p> <p>(第26条を第27条とし、以下1条ずつ繰り下げる)</p> <p>第26条～第64条 (略)</p> <p>附則(平成31年3月21日)</p> <p>この規則は平成31年3月21日から施行する。</p> <p>附則</p> <p>この規則は2019年7月13日から施行する。</p>
--	---